

あなたの浄化槽は大丈夫？

法定検査未受検の違法浄化槽をなくそう



法定検査には、使用開始後の検査と毎年1回の定期検査の2つがあります。

検査は、次の県知事指定検査機関が行います。

県知事指定検査機関

▷ (公社) 広島県環境保全センター (☎082-849-6411)

▷ (公社) 広島県浄化槽協会 (☎082-546-2168)

※検査手数料は、各検査機関にお問い合わせください。

使用開始後の検査

浄化槽を新設・変更したときは、設置工事が正しく行われているかなどの検査を受ける必要があります。使用開始後3か月が経過した日から5か月以内に、県知事指定検査機関の検査を受けてください。

申し込み方法

浄化槽設置届を提出するときに検査の依頼書を添付してください。

毎年1回の定期検査

浄化槽の浄化機能が十分に働いているかを確認するため、毎年1回、県知事指定検査機関の検査を必ず受けてください。

検査項目

▷ ポンプの稼動状況、悪臭や蚊・ハエなどの発生状況、消毒の実施状況などの確認

▷ 放流水の水質検査などを実施し、浄化槽が正常に働いているかを検査

▷ 保守点検・清掃の記録などのチェック

申し込み方法

県知事指定検査機関との契約が必要です。契約書に記入し、環境整備課へ提出してください。契約書は、環境整備課にあります。また、指定検査機関に送付してもらうこともできます。

浄化槽には、定期的な保守点検・清掃はもちろん、法定検査を行うことが法律で義務付けられています。

適正な維持・管理を行わなければ、放流水の水質悪化や悪臭の発生などで、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

浄化槽を設置・管理している人は、必ず法定検査を受検しましょう。

どんなとき

届け出が必要？

転勤などにより、1年以上浄化槽を使用しない場合や、休止していた浄化槽を再度使用する場合も届け出が必要です。保守点検・清掃を実施している業者などに相談してください。

届け出は、変更があった日から30日以内に環境整備課へ提出してください。

▷ 浄化槽使用廃止届出書

…下水道の接続や建物の取り壊しなどで、浄化槽を廃止した場合に提出してください。

▷ 浄化槽管理者変更報告書

…浄化槽管理者が変更になる場合に提出してください。

※届け出の様式は、環境整備課にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先 環境整備課 (本山工業団地内・☎43-9222)